

令和5年12月

飯田市議会第4回定例会

新旧対照表

議案第131号 飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第3号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条関係） 【別記 参照】	別表第1（第2条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

事務の種類	単位	金額
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定による <u>戸籍証明書</u> の交付	1通	450円
（略）		
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定による <u>除籍証明書</u> の交付	1通	750円
（略）		
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の <u>交付</u> 、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付（次項の事務を除く。） <u>又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付</u>	1通	350円
（略）		
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の <u>受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件</u>	350円

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>400円</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>700円</p>
<p>(略)</p>		

現行

事務の種類	単位	金額
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1通	450円
(略)		
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1通	750円
(略)		
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の <u>証明書</u> の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の <u>証明書</u> の交付（次項の事務を除く。）	1通	350円
(略)		
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他 <u>市長が受理した書類</u> の閲覧	書類1件	350円
(略)		